

建 技 第 121 号
令和2年6月18日

本庁関係各課長
各関係機関の長
各土木事務所長
(建築主務課扱い) } 様

交通基盤部建設支援局
建設技術企画課長

静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領の改正について（通知）

このことについて、建設業の働き方改革を推進する観点から「静岡県週休2日推進工事（建築工事）実施要領及び同積算基準（令和2年4月）」により、週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上を行っているところですが、国土交通省直轄営繕工事における実施要領等が改正されたことに伴い、下記のとおり所要の改正を行ったので通知します。

記

- 1 改正要領
静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領
- 2 改正内容
市場単価等の補正係数を改正
- 3 適用時期
令和2年7月1日以降に設計積算するものに適用する。

担 当：技術調査班（建築）
電 話：054-221-2168

静岡県 週休2日推進工事（建築工事）積算要領

静岡県週休2日推進工事（建築工事）実施要領を適用する工事の積算等は、以下による。

1 工事費の積算、契約方法等

(1) 発注者指定方式

当初の工事費は、4週8休以上を前提に労務費を補正して算出する。

現場閉所の状況を確認し、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満に該当する場合は、現場閉所の状況に応じて労務費を補正して工事費を算出し、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を減額変更する。また、4週6休に満たない場合については労務費補正分の全てを減額変更する。

(2) 受注者希望方式

当初の工事費は、週休2日推進に係る補正を行わずに算出する。

現場閉所の状況を確認後、現場閉所の状況に応じて労務費を補正して工事費を算出し、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組みることについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、変更の対象としない。

2 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価（静岡県）に以下の補正係数を乗じて補正する。

ア 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

1.05

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1.03

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1.01

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、(1)ア、イ及びウの補正係数を用いて算出した以下の表A-1-2、表E-1-2及び表M-1-2の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

なお、「基準単価」及び「基準補正単価」とは、建築工事積算基準等資料第4編第1章7（3）による。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-1-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びびとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-1-2 電気工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-1-2 機械工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設 備(ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

(3) 見積価格等を参考として定める単価

製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考にして単価を設定する場合は、公共建築工事標準仕様書の施工条件（行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に施工しないことを原則とすること 等）により見積依頼するため、当該単価は週休2日推進に係る補正の対象としない。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年7月1日以降に設計積算するものに適用する。

静岡県 週休2日推進工事（建築工事）積算要領

【新旧対照表】

令和2年7月

静岡県

新旧対照表

改 定	現 行
<p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（建築工事）積算要領</p> <p>静岡県週休2日推進工事（建築工事）実施要領を適用する工事の積算等は、以下による。</p> <p>1 工事費の積算、契約方法等</p> <p>(1) 発注者指定方式</p> <p>当初の工事費は、4週8休以上を前提に労務費を補正して算出する。</p> <p>現場閉所の状況を確認し、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満に該当する場合は、現場閉所の状況に応じて労務費を補正して工事費を算出し、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を減額変更する。また、4週6休に満たない場合については労務費補正分の全てを減額変更する。</p> <p>(2) 受注者希望方式</p> <p>当初の工事費は、週休2日推進に係る補正を行わずに算出する。</p> <p>現場閉所の状況を確認後、現場閉所の状況に応じて労務費を補正して工事費を算出し、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、変更の対象としない。</p> <p>2 単価の補正方法等</p> <p>工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。</p> <p>(1) 複合単価</p> <p>複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価（静岡県）に以下の補正係数を乗じて補正する。</p> <p>ア 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上） 1.05</p> <p>イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 1.03</p> <p>ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 1.01</p> <p>なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。</p> <p>(2) 市場単価、<u>補正市場単価及び物価資料の掲載価格等</u></p> <p>市場単価と補正市場単価は、建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、(1)ア、イ及びウの補正係数を用いて算出した以下の表A-1-2、表E-1-2及び表M-1-2の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（建築工事）積算要領</p> <p>静岡県週休2日推進工事（建築工事）実施要領を適用する工事の積算等は、以下による。</p> <p>1 工事費の積算、契約方法等</p> <p>(1) 発注者指定方式</p> <p>当初の工事費は、4週8休以上を前提に労務費を補正して算出する。</p> <p>現場閉所の状況を確認し、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満に該当する場合は、現場閉所の状況に応じて労務費を補正して工事費を算出し、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を減額変更する。また、4週6休に満たない場合については労務費補正分の全てを減額変更する。</p> <p>(2) 受注者希望方式</p> <p>当初の工事費は、週休2日推進に係る補正を行わずに算出する。</p> <p>現場閉所の状況を確認後、現場閉所の状況に応じて労務費を補正して工事費を算出し、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、変更の対象としない。</p> <p>2 単価の補正方法等</p> <p>工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。</p> <p>(1) 複合単価</p> <p>複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価（静岡県）に以下の補正係数を乗じて補正する。</p> <p>ア 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上） 1.05</p> <p>イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 1.03</p> <p>ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 1.01</p> <p>なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。</p> <p>(2) 市場単価等</p> <p>市場単価及び補正市場単価は、建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、(1)ア、イ及びウの補正係数を用いて算出した以下の表A-1-2、表E-1-2及び表M-1-2の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。</p> <p>物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合 <u>においても</u>以下の表の補正率 <u>及び</u>以下の式により <u>基準単価及び基準補正単価を算出</u>する。</p> <p><u>なお、以下の表の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれていることに留意する。</u></p>

新旧対照表

改 定	現 行
<p>【新営工事の場合】 市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率</p> <p>【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】 市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率</p> <p>【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】 市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率</p> <p>なお、「基準単価」及び「基準補正単価」とは、<u>建築工事積算基準等資料第4編第1章7（3）</u>による。</p> <p>物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、<u>掲載価格を以下の表の補正率を用いた</u>以下の式により補正する。</p> <p>【新営工事の場合】 <u>物価資料の掲載価格 × 新営補正率</u></p> <p>【全館無人改修、執務並行改修の場合】 <u>物価資料の掲載価格 × 改修補正率</u></p>	<p>【新営の市場単価等の場合】 市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率 = <u>新営の基準単価</u></p> <p>【改修の市場単価等の場合】 市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率 = <u>改修の基準補正単価</u></p>

新旧対照表

改定

現行

表A-1-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びびとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表A-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.03	1.03	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
防水工事		1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)		1.04	1.17	1.02	1.16	1.01	1.14
石工事		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
タイル工事		1.03	1.14	1.02	1.13	1.01	1.11
木工事		1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
屋根及びびとい		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
左官工事		1.04	1.18	1.03	1.17	1.01	1.15
建具(ガラス)		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)		1.04	1.19	1.03	1.17	1.01	1.16
塗装工事		1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
内外装工事		1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)		1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
ユニットその他		1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

改定

現行

表E-1-2 電気工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-1-2 機械工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設 備(ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

(3) 見積価格等を参考として定める単価

製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考にして単価を設定する場合は、公共建築工事標準仕様書の施工条件（行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に施工しないことを原則とすること等）により見積依頼するため、当該単価は週休2日推進に係る補正の対象としない。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和2年7月1日以降に設計積算するものに適用する。

表E-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.04	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.06	1.01	1.05
	配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01
電動機その他 接続材工事	金属製可とう電線管	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21

(3) 見積価格等を参考として定める単価

製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考にして単価を設定する場合は、公共建築工事標準仕様書の施工条件（行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に施工しないことを原則とすること等）により見積依頼するため、当該単価は週休2日推進に係る補正の対象としない。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。